

令和4年度第2回愛媛県出資法人経営評価専門委員会 議事概要

日 時	令和5年1月19日(木) 13:00~15:00
場 所	県議会議事堂4階農林水産・建設委員会室
出 席 者	
〔委 員〕	岡本委員長、秋葉委員、宮川委員(3名)
〔事 務 局〕	行財政改革局長、行政管理室長、同室主幹ほか 県所管課(農産園芸課)担当者

《 開 会 》

○ 行財政改革局長あいさつ

○ 委員長あいさつ

○ 議 事

(1) 令和4年度県出資法人経営評価の2次評価(案)について

(2) 指針の改定について

【岡本委員長】

それでは、「令和4年度出資法人経営評価の2次評価(案)」について審議を行います。まず、第1回の委員会の際に決算情報が未反映であった(公社)愛媛県園芸振興基金協会の一次評価について、事務局から説明をお願いします。

— 事務局説明 —

【岡本委員長】

ただいまの説明につきまして、各委員から何か御意見や確認事項等がございましたらお願いします。

【秋葉委員】

職員の死亡退職により赤字となったということですが、退職給付引当金は計上していなかったのでしょうか。

【所管課（農産園芸課）】

退職給付引当金ではなく、退職金の上乗せで、死亡退職者に対する福利厚生費として、退職弔慰金 240 万円程度を要したことに伴う赤字となっております。

【宮川委員】

経営評価検証シートの「4 財務状況」の事業収益の増減理由に「交付準備金返還額が減少したため」とあるが、「交付準備金返還額」とは具体的にどのようなものでしょうか。

【所管課（農産園芸課）】

法人に確認の上、後日回答いたします。

【岡本委員長】

経営評価検証シートの「2 組織の状況」には、令和4年6月からプロパー職員不在と記載があり、一方で「7 県出資法人経営評価指針に基づく今後の課題と取組実績」の令和3年の取組内容に「プロパー職員が5月付けで退職」との記載がありますが、これは、法人の令和3年度の事業期間が令和3年7月から令和4年6月であるため、令和4年5月付けの退職のことを指すのでしょうか。

【所管課（農産園芸課）】

御指摘のとおりです。

【岡本委員長】

当委員会では、法人のプロパー職員が不在であった時期に育成を要請し、法人において取り組んでいただいていたが、残念ながら、今回、また不在となったということです。

続いて、各法人の2次評価案について説明をお願いしたいと思いますが、この2次評価(案)につきましては、それぞれの出資法人とその県所管課による「1次評価結果」、トップマネジメント等に係る取組状況についての追加調査結果、当委員会によるヒアリング等を基に取りまとめたものでございます。

事務局から内容を説明いただいたのち、委員の皆様から御意見等をいただきたいと思います。それでは、説明をお願いします。

－ 事務局説明 －

【岡本委員長】

ありがとうございました。

今回、各法人に対し、各役員に求めるスキルについて調査した意図は、充て職的

な人員のみで構成され、役員の実質的な役割が果たされていないケースがあるのではないかと考えたことによるものです。

全ての役員について、全てのスキルに○を付けて回答した法人について、同じようなスキルを持った人員が多数必要なのかという意見を二次評価に盛り込めるのではないかと思います。

また、新たに評議員会の開催状況についても調査を行っております。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見や確認事項等がございましたらお願いします。

【宮川委員】

今回、新たに実施した調査の結果をどのように評価に還元するのでしょうか。事務局案では、役員会及び評議員会が書面開催のみの法人については、コロナ禍でも役員等が出席しやすいよう、リモート開催の検討などを求めています。役員に求めるスキルに係る調査結果については、評価に反映されていません。

今回は1回目の調査なので、二次評価に盛り込むことまでは難しいかもしれませんが、同じようなスキルを求めているのであれば、なぜ多くの人数が必要なのかといったことまで踏み込むべきではないかと思います。どうでしょうか。

【岡本委員長】

公益法人や上場企業におけるガバナンスについては、監督庁から更なる強化が求められているところですが、ガバナンスに対する法人の意識の差が、回答結果に表れているのではないかと思います。

二次評価案に反映させるのであれば、例えば、各役員に求めるスキルが同じであったり、バランス良く配置されていない法人に対し、役員数の削減等の検討を要請することが考えられます。どこまで減らすのかを断言するのは難しいですが、無報酬であっても、多数の役員がいることで事務手続きに手間がかかり、法人運営への影響も考えられるので、ガバナンスの実質化を求めたいと考えています。

【宮川委員】

せっかく調査したのですから、評価へ反映してはどうでしょうか。

【岡本委員長】

スキルが重複していて、かつ欠席や代理出席の役員が多い法人に対しては、ガバナンスの実質化への検討を求めています。どうかと思います。

【岡本委員長】

第1回委員会の指摘を踏まえて修正した（公財）えひめ海づくり基金の経営評価検証シートにおいて、「3 実施事業評価表」の事業名がそれぞれ「・・・事業

費」となっていますが、「・・・事業」とすべきです。そうすると、成果指標もそれぞれ「種苗購入費」、「海難予防機器購入費」となっていますが、コストではなく、例えば「種苗購入量」や「海難予防機器配布数」が成果指標としてふさわしいのではないのでしょうか。以上が前回の指摘の趣旨であり、法人に十分に伝わっていないようなので、次回の評価から修正をお願いします。

【事務局（行政管理室）】

事務局から、法人所管課を通じて、御指摘の趣旨をきちんと伝えるようにいたします。

【宮川委員】

県の施設の指定管理者である法人について、新型コロナウイルス感染症の影響による減収への補てんが行われていますが、補てん額はどのように算出されているのでしょうか。

【事務局（行政管理室）】

利用料金の収入の減収と維持管理費に要した支出等を精査したうえで、施設の運営に必要な費用を補てんしています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応であり、令和2年度から実施しています。

【秋葉委員】

指定管理事業に係る収益が減少した場合、費用も同様に減少することになると思いますが、なぜ補てんを行う必要があるのでしょうか。

【事務局（行政管理室）】

本県では、維持管理費から過去の実績等を参考に設定した利用料金等の収入見込みを差し引いた金額を指定管理委託料としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用料金等の収入が当初の見込みを下回った場合、施設の維持管理に必要な経費が不足することになります。また、コロナ禍においては、県の指示で施設の休館を行ったことによる利用料金収入の減少など、特殊かつ不可抗力によるものであることから、県において補てんを行っています。

【宮川委員】

施設の休館等に伴い、費用もある程度は減少すると思いますが、補てんにより赤字になる場合もあるのでしょうか。

【事務局（行政管理室）】

確認しますが、原則として補てん額は、事業計画の収支見込額から、実際の収支

を差し引いた額を上限としていますので、黒字にはならないと思います。また、各法人には、できる限り経費の節減に努めていただき、それでも不足する部分を各法人所管課等で精査した上で、補てんしています。

【秋葉委員】

南レク（株）及び子会社のサンパール観光（株）の会計処理について分析をしたのですが、サンパール観光（株）は、平成20年度には、資産の減損の兆候があったのではないかと考えており、その時点で固定資産の価値を減少させ、損失を計上する減損会計の処理を行うべきであったと考えます。

減損会計の処理を行えば、サンパール観光（株）は債務超過となったと考えられ、また、南レク（株）が保有する関係会社株式はサンパール観光（株）の株式と考えられることから、2億7,860万円の評価額がゼロとなり、関係会社株式評価損を2億7,860万円計上する必要があったと考えられます。

また、南レク（株）には関係会社短期貸付金3,500万円、関係会社長期貸付金5,900万円の計6,250万円があり、これらはサンパール観光（株）に対しての貸付と考えられることから、これも回収は困難であったと考えられます。令和4年3月末までの回収額は5%程度であり、少なくとも9割程度の5,600万円を貸倒引当金として計上する必要があったと考えられます。

さらに、南レク（株）が平成21年3月末の時点でサンパール観光（株）の銀行からの借入金に対して債務保証を行っていた場合、先般ヒアリングで、南レク（株）から、少額ながらもサンパール観光（株）が毎月銀行へ借入金の返済をしていたため、債務保証引当金を計上していなかったとの説明がありましたが、南レク（株）が債務保証を履行する可能性は極めて高いと考えられることから、少なくとも債務保証金額の50%相当について、債務保証損失引当金を計上する必要があったと考えられます。

以上により、南レク（株）は、資産が3億3,460万円減少することから、平成21年3月末の純資産は、5億960万円を大きく下回り、その後、関係会社株式は、現在までに約48%減損されているものの、15年間に亘り、上記の状態が続いていたといえます。

南レク（株）は、令和4年度の会計処理で対応するとのことですが、債務保証の履行は4年度に既に済まされており、負債が計上されないまま、債務保証の支払いがされたことになり、債務保証損失金1億1,780万円がいきなり計上されることとなります。また、貸倒損失と関係会社株式評価損も合わせると、3億円以上の損失が今回初めて計上されることとなります。

総括しますと、南レク（株）の株主は、これまで、同社の総資産が令和4年3月末時点で約7億円あり、純資産が約5億2,900万円あるとの認識であったと思われませんが、資産のうち子会社の株式や貸付金の1億8,400万円は、資産として計上すべきものではないほか、債務保証による1億1,780万円の負債があるという状況と

いえます。

サンパール観光（株）に係る損失が平成 20 年度時点で決算書に計上されていれば、同社の経営についてももう少し早めの対応ができたのではないかと考えます。結果としてこの 15 年間、サンパール観光（株）の赤字がそのままとなり、借入金の利息も支払い続ける必要がありました。極論ですが、全体を見渡すために同社を合併していれば、借入金の返済も南レク（株）が肩代わりでき、支払い額も縮減できたと思います。

【岡本委員長】

この御意見を、どのように二次評価に盛り込めばよいでしょうか。なお、南レク（株）に対しては、当委員会の前身である愛媛県出資法人点検評価部会における平成 22 年度総評や、平成 26 年度以降の当委員会の評価において、子会社であるサンパール観光（株）における適切な会計処理を要請しています。

【秋葉委員】

本来であれば、南レク（株）とサンパール観光（株）のセットで評価すべきであったと思います。二次評価案の記載は事務局案で結構ですが、問題は、この評価を受けて、法人がどのように説明するのかということだと思います。

【岡本委員長】

法人は、二次評価で当委員会の指摘を受け止めることから、当委員会の考えが伝わるような表現をしっかりと盛り込んでおく必要があるのではないのでしょうか。

【秋葉委員】

委員長がおっしゃるように、南レク（株）に対しては、従来から適切な会計処理を要請していますが、十分に対応できていないと考えています。

また、固定資産の減損会計は分かりづらいと思いますが、建物自体は立派で使えるものでも、収益を獲得できる能力がなければ資産価値がないというのが会計の見方ですので、コロナ禍以降、多くの企業がホテル事業において、2 期以上赤字の場合に減損会計を行っています。サンパール観光（株）が経営していたホテルサンパールも赤字で将来的にも黒字化する見込みがないのであれば、その時点で建物等は資産計上すべき価値がなく、破産の状態にあったものと考えられます。

タイムリーに会計処理に反映することができれば、意思決定にも影響を与えとともに、株主への説明にも役立ったのではないかと思います。

第 1 回委員会で、サンパール観光（株）が令和 4 年 4 月 25 日に破産宣告したことは、修正後発事象ではないかと問題提起しましたが、実は、修正後発事象以前に、平成 20 年度決算時には損失を計上すべきであったと考えます。また、修正後発事象である破産は誰が見ても明らかな事実ですが、令和 3 年度の決算に反映していな

いことは適当ではないと思います。

【岡本委員長】

少なくとも、自らのやってきた手続きを検証していただくという意図を盛り込むため、例えば、過去の会計処理の検証を求めるという趣旨を南レク（株）の二次評価に入れるのはどうでしょうか。

【秋葉委員】

それで結構です。

【事務局（行政管理室）】

法人所管課に対しても、今後、説明を求められる機会もあると思いますので、これまでの振り返りを行ったうえで、南レク（株）に対し、適切な会計処理を指導するように伝えます。

【岡本委員長】

各委員から御意見をいただきましたが、最終的な2次評価への反映等も含めた取扱いについては、委員長一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

（異議なし）

【岡本委員長】

続きまして、愛媛県出資法人経営評価指針の改定について審議を行います。

事務局において、これまでの評価結果や委員会における御意見等を踏まえ、現在の評価期間における成果や課題を取りまとめるとともに、課題を踏まえた指針改定の素案を作成しましたので、委員の皆様への御意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

－ 事務局説明 －

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御意見等がございましたらお願いします。

【岡本委員長】

指定管理施設について、改修を行う場合、費用を県が負担した上で指定管理者に委託して行うようになるのでしょうか。

【事務局（行政管理室）】

原則として、建替えや大規模な改修については県の負担により直接または指定管理者への委託により実施しますが、施設等の維持管理のための修繕については、指定管理委託料の中で指定管理者が実施しています。

【岡本委員長】

（一財）廃棄物処理センターについての記載ですが、解散自体は、成果といえるかもしれませんが、運営には課題も多かったように思います。

【宮川委員】

資料3に記載の新たに盛り込む主な事項は、指針にどのように反映させるのでしょうか。

【事務局（行政管理室）】

詳細は、これから検討しますが、現指針をベースに改正を行いますので、既存の基本的取組事項への追記や、必要に応じて新たに項目を立てることを考えています。

【宮川委員】

資料3の新たに盛り込む主な事項の①に記載の3点について、時事を踏まえた内容となっていると思いますので、ぜひ指針へ入れていただきたいと思います。

【秋葉委員】

資料3の新たに盛り込む主な事項の①の「ガバナンスを発揮できる体制の構築」について、ガバナンスが効いていれば、不適正な会計処理が行われるようなことはないと思います。例えば南レク（株）の場合、平成19年度に減資を行ったことにより公認会計士による監査が行われなくなりましたが、当委員会から適正に会計処理を行うよう要請したときに、対応されていない状況で、ガバナンスが発揮されているといえないとも言えますので、ガバナンスについて指針へ記載するのは良いことだと思います。

【岡本委員長】

本来的には、役員は訴訟に耐え得るようなスキルを持った人にすべきで、単純に関係する団体の長だからという理由で役員にするのは、今の時代にそぐわないと思います。仮に訴訟を起こされた場合、矢面に立つのは役員となる可能性が高いということも認識の上、各法人において改善を図っていただきたいと思います。

【秋葉委員】

会社法上、粉飾など決算書の虚偽記載は取締役の責任とされ、罰則の適用があります。また、粉飾決算により決算書類に虚偽の記載を行ったことで、第三者に損害を与えた場合、損害賠償請求をされる可能性もあることを役員は認識していただきたいと思います。

【事務局（行政管理室）】

充て職の役員については、訴訟が起きた場合に個人責任を負う可能性があることに加えて、自身が所属する団体と法人との意思疎通を図る役割も担っていると思いますので、法人を通じてそれらを認識いただけるよう、指針へ盛り込みたいと思います。

【岡本委員長】

それでは、資料3に記載の方向性で指針の改定案をまとめていくということでしょうか。

【各委員】

（異議なし）

【岡本委員長】

ありがとうございます。

それではそのようにさせていただきます。

以上で、本日予定されている協議事項は全て終了となりますが、全体を通して何か御意見や御質問等はありませんか。

特にないようでしたら、進行を事務局にお返しします。

【事務局（行政管理室）】

皆様、長時間の御協議お疲れ様でした。

以上で、令和4年度第2回愛媛県出資法人経営評価専門委員会を終了します。なお、次回の委員会は書面での開催を予定しておりますが、本日の御議論を踏まえた原案をあらかじめお送りしたうえで、御検討いただきたいと考えております。

本日は、誠にありがとうございました

《 閉 会 》